申請等に対する処分一覧表

(令和7年(2022年)2月1日作成)

[所管:都市活力部 産業振興課]

		1516-5-			I.C
No	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市企業立地促進 条例	3	対象事業者の指定	В	A
2	手数料条例	8	営業証明発行手数料の 減免	В	A
3	商店街振興組合法	6 2	商店街振興組合の定款 変更の認可決定	В	A
4	中小小売商業振興法	4 - 1	商店街整備計画の認定 決定	В	A
5	商工会議所法 商工会議所法施行令	1 2	商工会議所による特定商 工業者に対する負担金賦 課の許可	В	A
6	中小企業等経営強化法	5 2 – 4	中小企業等経営強化法に 係る先端設備等導入計画 の認定申請	В	A
7	中小企業等経営強化法	53-5	中小企業等経営強化法に 係る先端設備導入計画変 更の認定申請	В	A

処 分 名		対象事業者の指定
根拠	法令及び条項	豊中市企業立地促進条例 第3条
所管部	祁課(室)係名	都市活力部 産業振興課 企業立地係
	関係条項	豊中市企業立地促進条例施行規則 第5条第1項、第2項
審		(対象事業者等) 第3条 この条例により奨励措置を受けることができる事業者(以下「対象事業者」という。)は、企業の立地を行う事業者であって、当該企業の立地に係る事業所が次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 (1) 製造業、道路貨物運送業(市規則で定める事業を併せて行うものに限る。)又は卸売業(以下「事業」という。)の用に供されるものであること。 (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域又は工業地域に存すること。 (3) 法令等に定める公害の発生防止のための適正な措置がなされていること。 2 前項の規定にかかわらず、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する
基	基 準	暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団密接関係者(豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当すると認められる事業者は、対象事業者としない。
進		(指定の申込み等) 第5条 条例第4条第1項の申込みは、企業の立地に係る事業を開始する日前に指定事業者指定申込書により行わなければならない。 2 前項の指定事業者指定申込書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。 (1) 事業計画書 (2) 法人の登記事項証明書(個人の場合は、住民票の写し) (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けたときに添付した付近見取図、配置図及び各階平面図の写し又はこれらに代わる図書 (4) 建築基準法第6条第1項の確認済証又は同法第6条の2第1項の規定により交付される同項の確認済証の写し又はこれらに代わる図書

		(5) 企業の立地に伴い、新たに建物を借り受ける場合にあっては、当該建物の使用貸借契約書、賃貸借契約書若しくは賃借料の支払を証する書類又はこれらに代わる図書 (6) その他市長が必要と認める図書
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年(2008 年)4 月 1 日設定(令和 5 年(2023 年)3 月 22 日最終変更)
標	標準処理期間	総日数 10 日 (注:休日は含まない)
進 処 理	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
	備考	

処 分 名		営業証明発行手数料の減免
根拠	法令及び条項	手数料条例 第8条第1項
所管部	祁課(室)係名	都市活力部 産業振興課 振興係
	関係条項	
審	基準	 (手数料の減免) 第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を減免することができる。 (1) 法令により、市長に証明することを命じられたもの (2) 官公署から事務上の必要により請求があったとき。 (3) 公費の救助を受ける者又は公費の救助を受けようとする者からその必要により請求があったとき。 (4) その他市長が減免することが必要であると認めたとき。
	<u> </u>	
基		
準		
	参考事項	
	設定等年月日	平成12年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標	標準処理期間	総日数 7 日 (注:休日は含まない)
準 処 理	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
	備考	

処 分 名		商店街振興組合の定款変更の認可決定
根拠	法令及び条項	商店街振興組合法 第62条
所管部	祁課(室)係名	都市活力部 産業振興課 振興係
	関係条項	第36条第2項、第3項
審 査 基 準	基準	(総会の議決事項) 第六十二条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成27年5月1日最終変更)
標準	標準処理期間	総日数 10 日
<u></u> 理期	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)

間	設定等年月日	平成 12 年	(2000年)	4月1日設定	(平成	年	月	日最終変更)
備考								

処 分 名		商店街整備計画の認定決定
根拠	法令及び条項	中小小売商業振興法 第4条第1項から第3項、第6項
所管部課(室)係名		都市活力部 産業振興課 振興係
	関係条項	中小小売商業振興法施行令 第9条第1項、第2項 大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例 第5条
審	関係条項	
		二 協業組合 組合の店舗又は休憩所、集会場その他の店舗と併設される施設若しくは店舗の設備(次号において「店舗等」という。)の設置の事業
		三 他の中小小売商業者と合併をしようとし、又は他の中小小売商業

者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売商業者 次に掲げる事業

- イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社(合併後存続する会社を含む。)の店舗等の設置の事業
- ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中 小小売商業者のための共同店舗等の設置の事業
- 四 二以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分 を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小 小売商業者のための共同店舗等の設置の事業
- 6 中小企業者が出資している会社であつて政令で定める要件に該当するもの(以下「特定会社」という。)若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下「一般社団法人等」という。)又は特定会社を設立しようとする者は、商店街の区域、団地又は建物の内部に集団して事業を営む中小小売商業者の経営の近代化を支援するため、共同店舗、アーケード、休憩所その他の施設又は設備を設置する事業について、商店街整備等支援計画を作成し、これを経済産業大臣に提出して、当該商店街整備等支援計画が政令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けることができる。

(認定計画の変更等)

- 第九条 法第四条第一項から第六項までの規定による認定を受けた者、同条第三項第三号イ若しくは口若しくは第四項第二号に規定する会社又は同条第六項に規定する特定会社は、同条第一項から第六項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(次項において「認定計画」という。)の変更をしようとするときは、当該変更が第二条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣(法第四条第四項又は第五項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣)の認定を受けなければならない。
- 2 経済産業大臣又は主務大臣は、それぞれ、法第四条第一項から第 三項まで若しくは第六項の規定による認定を受けた者、同条第三項 第三号イ若しくは口に規定する会社若しくは同条第六項に規定す る特定会社又は同条第四項若しくは第五項の規定による認定を受 けた者若しくは同条第四項第二号に規定する会社が当該認定計画 (当該認定計画の変更について前項の規定による認定を受けたとき は、その変更後のもの)に従つて高度化事業を実施していないと認め るときは、その認定を取り消すことができる。
- 第五条 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号。以下この条において「法」という。)及び中小小売商業振興法施行令(昭和四十八

		年政令第二百八十六号。以下この条において「令」という。)に基づ
		く事務のうち、次に掲げる事務であって府の区域内に存する市、町
		及び村の区域に係るもの(法第四条第一項に規定する商店街整備計
		画、同条第二項に規定する店舗集団化計画、同条第三項に規定する
		共同店舗等整備計画又は同条第六項に規定する商店街整備等支援
		計画に係る全ての施設又は設備が当該市の区域内のみにあるもの
		を除く。)は、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。
		一 法第四条第一項から第三項まで及び第六項の認定に関する事務
		二 法第四条第八項(令第九条第三項において準用する場合を含む。)
		の規定による協議に関する事務
		三 法第十三条第一項の報告の徴収に関する事務
		四 令第九条第一項の認定に関する事務
		五 令第九条第二項の規定による認定の取消しに関する事務
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(令和7年2月1日最終変更)
標	標準処理期間	総日数 10 日
準		 経由期間 日 (事務所)
処	内訳	Mac
理		V—VA VATLET — H (HIA BALV)
期間	設定等年月日	平成 19 年(2007 年)4 月 1 日設定(平成 年 月 日最終変更)
	備考	

	処 分 名	商工会議所による特定商工業者に対する負担金賦課の許可
根拠	法令及び条項	商工会議所法 第 12 条
		商工会議所法施行令 第4条
所管部	部課(室)係名	都市活力部 産業振興課 振興係
	関係条項	
審 査 基 準	基準	商工会議所法 第十二条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。 2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。 商工会議所法施行令 第四条 経済産業大臣は、法第十二条第一項の許可の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 一 特定商工業者に賦課する負担金の総額は、商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な最少限度の経費の額を超えないこと。 二 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者の法第七条第二項第一号に規定する従業員の数又は同項第二号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額に、その商工会議所の地区以外の地域にも営業所等を有する特定商工業者にあつては、その資本金額又は払込済出資総額に、その商工会議所の地区内の営業所等の従業員の数のすべての営業所等の従業員の数に対する割合を乗じて得た額)を基準とし、特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。 三 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者に賦課する負担金の額のうち最高のものは、特定商工業者に賦課する負担金の総額を特定商工業者の数で除して得た額(以下「平均負担額」という。)の一倍半の額を超えず、その最低のものは、平均負担額の半額を下らないこと。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)

標	標準処理期間	総日数 10日
準		
処	内訳	経由期間 日 (事務所)
理		処分期間 日 (部 課)
期		平成 年(年) 月日設定(平成年月日最終変更)
間	設定等年月日	平成 年(年) 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
	備考	

処 分 名		中小企業等経営強化法に係る先端設備等導入計画の認定申請
根拠法令及び条項		中小企業等経営強化法第 52 条第 4 項
所管部	祁課(室)係名	都市活力部 産業振興課 企業立地係
	関係条項	
審	基準	中小企業等経営強化法 (先端設備等導入計画の認定) 第五十二条 4 認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次 の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするもの
基		とする。 一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
準	参考事項	
	設定等年月日	令和 3 年(2021 年)6 月 16 日設定(令和 5 年(2023 年)4 月 1 日最終変更)
標	標準処理期間	総日数 10 日 (注:休日は含まない)
準処理	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
	備考	

処 分 名		中小企業等経営強化法に係る先端設備等導入計画変更の認定申請
根拠法令及び条項		中小企業等経営強化法第53条第5項
所管部	祁課(室)係名	都市活力部 産業振興課 企業立地係
	関係条項	同法 52 条第 4 項
審	基 準	中小企業等経営強化法 (先端設備等導入計画の変更等) 第五十三条 5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。 (先端設備等導入計画の認定) 第五十二条 4 認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3 年(2021年)6 月 16 日設定(令和 5 年(2023年)4 月 1 日最終変更)
標	標準処理期間	総日数 10 日 (注:休日は含まない)
進 処 理	内訳	経由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
期間	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
	備考	